

高山市税条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 市民税関係

- (1) 給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替に伴う調整 (第25条、付則第5条関係)
- ・障がい者等に対する非課税措置の合計所得要件を見直す。(125万円以下→135万円以下)
 - ・非課税限度額の基準額を見直す。(10万円の加算)
- (2) 高額所得者に対する基礎控除額消失に伴う規定の整備 (第34条の3関係)
- ・合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除等を適用しない。

【参 考】

給与所得控除の見直し

改正前		改正後	
給与収入金額	給与所得控除額	給与収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円	162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%	162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円	180万円超 360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円	360万円超 660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
1,000万円超	220万円 (上限)	850万円超	195万円 (上限)

公的年金等控除の見直し

(単位：万円)

改正前		改正後	
公的年金等収入金額	公的年金等控除額	公的年金等収入金額	公的年金等控除額
410万円以下	(収入金額－50)×25%+50	410万円以下	(収入金額－50)×25%+40
410万円超 770万円以下	(収入金額－50)×15%+50 +36	410万円超 770万円以下	(収入金額－50)×15%+40 +36
770万円超	(収入金額－50)×5%+50 +108	770万円超 1,000万円以下	(収入金額－50)×5%+40 +108
		1,000万円超	40+155.5 (上限)

基礎控除の見直し

区 分	改正前	改正後			
		合計所得金額の区分			
		2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除額	33万円	43万円	29万円	15万円	適用なし

- (3) 大法人の法人市民税に係る電子申告の義務化 (第24条、第53条関係)

- ・大法人の法人市民税の確定申告書等について、電子情報処理組織を利用する方法 (エルタックス) による提出を義務づける。

2. 固定資産税関係

(1) 生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置の創設（付則第15条の3関係）

対象資産	課税標準額に乗じる割合	
	条例で定める割合	法基準
市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、取得される先端設備等 (平成33年3月31日までに取得されるものに限る。)	0 (最初の3年間課税を免除)	0以上1/2以内

※ 先端設備等：旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するもの、その他一定要件に該当するもの

3. たばこ税関係

(1) たばこ税率の引き上げ（第108条（改正条例第3条、第4条）関係）

（税率は千本あたり、単位：円）

区 分	改正前	改 正 後		
		H30. 10. 1 から	H32. 10. 1 から	H33. 10. 1 から
市町村たばこ税	5,262	5,692	6,122	6,552
国たばこ税	5,302	5,802	6,302	6,802
道府県たばこ税	860	930	1,000	1,070
合 計	11,424	12,424	13,424	14,424

※ 旧3級品紙巻たばこの特例税率の廃止時期を、平成31年4月1日から平成31年10月1日に延期する。

(2) 加熱式たばこの換算方法の見直し（第107条（改正条例第2条、第3条、第4条、第5条）関係）

区 分	換算方法
旧換算方式	加熱式たばこの重量1gをもって紙巻たばこ1本に換算
新換算方式	次のアとイによって換算した紙巻たばこの本数の合計 ア 加熱式たばこの重量0.4gをもって紙巻たばこ0.5本に換算 イ 紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格をもって加熱式たばこを紙巻たばこ0.5本に換算

新換算方式への移行方法

期 間	移行期間における換算本数の計算式
H30. 10. 1～H31. 9. 30	旧換算方式による換算本数×0.8+新換算方式による換算本数×0.2
H31. 10. 1～H32. 9. 30	旧換算方式による換算本数×0.6+新換算方式による換算本数×0.4
H32. 10. 1～H33. 9. 30	旧換算方式による換算本数×0.4+新換算方式による換算本数×0.6
H33. 10. 1～H34. 9. 30	旧換算方式による換算本数×0.2+新換算方式による換算本数×0.8
H34. 10. 1～	新換算方式による換算本数